

設計・施工一括発注方式の工事検査及び工事成績評定に関する試行要綱

令和8年8月18日 税務・契約管理担当局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、構造物の構造形式や主要諸元を含めた設計を施工と一括して発注する方式（以下「設計・施工一括発注方式」という。）により札幌市が発注するもののうち、施工に関する部分における工事検査及び工事成績評定の基本的な事項を定めることにより、工事の円滑かつ適正な施工を図ることを目的とする。本要綱は、同方式の工事検査及び工事成績評定における課題等を把握するための試行的なものとして定めたものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 設計・施工一括発注方式のうち、施工に関する部分をいう。この場合において、建設工事請負契約を締結した工事施工ごとに、それぞれ一の工事とする。
- (2) 発注担当部長 設計・施工一括発注方式により設計及び施工を一括で発注する部長等をいう。
- (3) 室長 工事管理室長をいう。
- (4) 請負工事成績採点表 工事に係る成績の評定内容を記載する別に定める書面をいう。
- (5) 工事成績評定 請負工事成績採点表により工事を評定することをいう。

(しゅん功)

第3条 発注担当部長は、請負人から完了届が提出されたときは、直ちに工事のしゅん功を確認し、当該完了届にその旨を記入するとともに、請負工事成績採点表によりそれぞれ工事を評定し、これを室長に送付しなければならない。

2 室長は、前項の規定により請負工事成績採点表の送付を受けたときは、これを第5条の規定により指名された検査員に交付するものとする。

(監督員等の指名等)

第4条 発注担当部長は、設計・施工一括発注方式による工事の施工のため、その所属職員のうちから監督員1名を指名するものとする。また、工事の規模その他の事情に応じて、監督員を複数指名することができる。

2 発注担当部長は、監督員が不在等の場合において、その所属職員に監督員の職務を代理させることができる。

(検査員の指名等)

第5条 室長は、工事の検査ごとに所属職員のうちから検査員を指名するものとする。

2 室長は、検査のため必要があると認めるときは、前項の規定による検査員のほかに、発注担当部長と協議のうえ、当該発注担当部の所属職員のうちから検査員を若干名指名することができる。

3 検査員は、室長の命を受け、工事の検査を担当する。

(検査員の独自判断)

第6条 検査員は、各々独自の判断をもって検査を行わなければならない。

(検査の種類)

第7条 工事に係る検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める場合に行うものとする。

- (1) しゅん功検査 工事がしゅん功（部分しゅん功を含む。）をした場合
- (2) 打切検査 工事を打ち切った場合
- (3) 部分検査 工事のしゅん功前において、その既成部分の検査を必要とする場合
- (4) 中間技術検査 工事品質確保のために工事中間時において実施する場合
検査回数は各年度1回以上（ただし、複数年の継続工事において、支払が発生しない年度については除く。）とする。
- (5) 手直検査 前各号の検査の結果に基づき要求した手直工事が完了した場合

(性能の確認)

第8条 発注担当部長は、工事のしゅん功にあたり、完成した目的物が要求水準書に定める機能及び性能を満たしているかについて、試運転その他の方法により確認を行わなければならない。

(検査の方法)

第9条 検査は、監督員及び請負人が立会いのうえ、実施設計図書及び承諾図その他関係書類に基づき、厳正公平に行わなければならない。

(検査員の権限)

第10条 検査員は、検査のため必要があると認めるときは、監督員又は請負人に対し、工事の目的物の一部の破壊その他の処理を要求し、又は工事に関する説明を求めることができる。

(検査が困難な場合等の報告)

第11条 検査員は、書類の不備等の事由により検査を行うことが困難なとき、その他検査を行うに当たり必要があると認めるときは、室長又は発注担当部長にその旨を報告して指示を受けなければならない。

(工事の検査報告等)

第12条 検査員は、工事の検査を終了したときは、検査報告書（様式1又は様式2）を室長に提出しなければならない。この場合において、検査員は、当該検査がしゅん功検査又は手直検査であるときは、第3条第2項の規定により交付された請負工事成績採点表により工事を評定し、検査の終了の日から2日以内に、室長を経由して発注担当部長にこれを提出しなければならない。

2 室長は、前項の規定により検査員から検査報告書が提出されたときは、これを審査し、次条に規定する場合を除き、発注担当部長に送付しなければならない。この場合において、当該工事について種類又は品質に関して契約の内容に適合しない部分の補修その他の工事の目的物を契約の内容に適合させるために必要な措置（次項において「契約不適合部分の補修等」という。）を講じる必要があると認めたときは、当該検査報告書にその旨を明記しなければならない。

3 発注担当部長は、前項の規定により必要な措置を講じることを求められたときは、直ちに契約不適合部分の補修等の必要性、方法等を検討し、契約不適合部分の補修等を請負人に行わせるなど必要な措置を講じなければならない。

4 発注担当部長は、前項の規定により講じた措置の経過等を第2項の規定により送付を受け

た検査報告書に記載し、室長にこれを送付しなければならない。

(再検査)

第 13 条 室長は、前条第 1 項の規定により提出された検査報告書を審査し、検査に異状があると認めたときは、当該検査を行った検査員又はその他の検査員に再度検査を行わせるものとする。

(工事成績評定の評定者)

第 14 条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、監督員とその上司及び検査員とする。

(評定の方法)

第 15 条 評定は、請負工事成績採点表及び考査項目別運用表（以下「評定表」という。土木工事にあつては別記様式 1 から 5 まで、営繕工事にあつては別記様式 1 から 4 まで）によって行うものとする。この場合において工事主任は監督員、工事主任の上司は監督員の上司と読み替えるものとする。

2 評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して行うものとする。

(評定の提出)

第 16 条 評定は、監督員とその上司にあつては監督を行った請負工事がしゅん功したとき、検査員にあつてはその工事の検査（打切検査及び部分検査を除く。）を行ったとき、それぞれ行うものとする。

2 評定者は、評定を行ったときに、速やかに評定表、請負工事成績採点表の結果（評定表別記様式 6）及び項目別評定点（評定表別記様式 7）を作成し、検査報告書とともに室長を経由して、発注担当部長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第 17 条 市長は、評定者から評定表の提出があつたときは、当該工事の請負人に対して、受渡書を取り交わす際に、評定結果（評定表別記様式 6 及び様式 7）を通知するものとする。

(評定の修正)

第 18 条 市長は、第 16 条の評定の結果を通知した後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、評定を修正し、その結果を請負人に通知することができる。

(説明請求等)

第 19 条 第 17 条又は第 18 条による通知を受けた請負人は、第 17 条の規定による通知にあつては受渡書を取り交わした日の翌日から、第 18 条の規定による通知にあつては当該通知を受けた日から起算して 14 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）に、市長に対して、書面により評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、当該評定の内容について審議の上、書面により回答するものとする。

(工事成績評定の評価点の適用)

第 20 条 設計・施工一括発注方式の工事成績評定の評価点は、総合評価落札方式や成績重視型一般競争入札等による評価点には含まれないものとする。

(事務処理の特例)

第 21 条 この要綱により難い事情があるときは、発注担当部長及び室長の協議のうえ、処理するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和８年９月１日以後に建設工事請負契約を締結する設計・施工一括発注方式による工事施工から適用する。